

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁

独立行政法人中小企業基盤整備機構

3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 独立行政法人中小企業基盤整備機構(機構)は、新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等の取組(事業再構築)を通じて規模の拡大等の事業(再構築事業)を行う中小企業者等(事業主体)に対して、中小企業庁から国庫補助金を受けて設置造成した基金を原資に、事務局を通じて事業再構築補助金を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業(再構築支援事業)を実施(補助金交付額: 60,223事業主体の60,490事業に対して1兆3740億1549万円(令和3年の開始後~6年度末))
- ✓ 再構築事業で取得するなどした処分制限財産(注1)は、原則、事業計画書に記載された事業再構築(計画新規事業)にのみ使用(事業計画の内容等を踏まえて判断する必要があるものの、処分制限財産を既存事業等(注2)に使用する場合は原則目的外使用)
(注1) 取得価格等が50万円以上の機械、器具等 (注2) 既存の事業及び計画新規事業とは別の新規事業
- ✓ 事業主体は、事業完了日の属する決算年度(補助事業終了年度)の終了後5年間、直近1年間の事業再構築の事業化の状況等を記載した「事業化状況・知的財産権報告書」(事業化状況等報告書)を提出。
中小企業庁は、効果検証として、報告内容等に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施

検査の結果

- 20事業主体の20事業(補助金交付額計4億2972万円)で、①役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき事業再構築補助金が過大に交付されていた事態、②補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態、③処分制限財産が無断で処分されていた事態あり(指摘金額3億4461万円)【不当事項】
- 会計実地検査時点で83事業主体(注3)の83事業で処分制限財産317件(補助金相当額計16億2323万円)が既存事業等にのみ使用されるなど計画新規事業に使用されておらず、又は計画新規事業には使用されていたものの既存事業等にも使用されていた
⇒機構は、随時調査(注4)を行った事業がごく一部にとどまる中、現地に赴かずして処分制限財産の使用状況を把握できるようにするための方策等を講じておらず、多数の事業主体における処分制限財産の使用状況を十分に把握していない
(指摘金額16億2323万円)【意見表示】 (注3) 上記1のうち14事業主体を含む (注4) 再構築事業終了後に機構等が実地で行うことができる検査
- 計画新規事業の売上実績がないのに事業化状況等報告書で売上実績ありと報告、また、同報告書に既存事業等も含めた売上額を計上等、純計49事業主体49事業で事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていない(指摘金額13億2329万円)【意見表示】

表示する意見

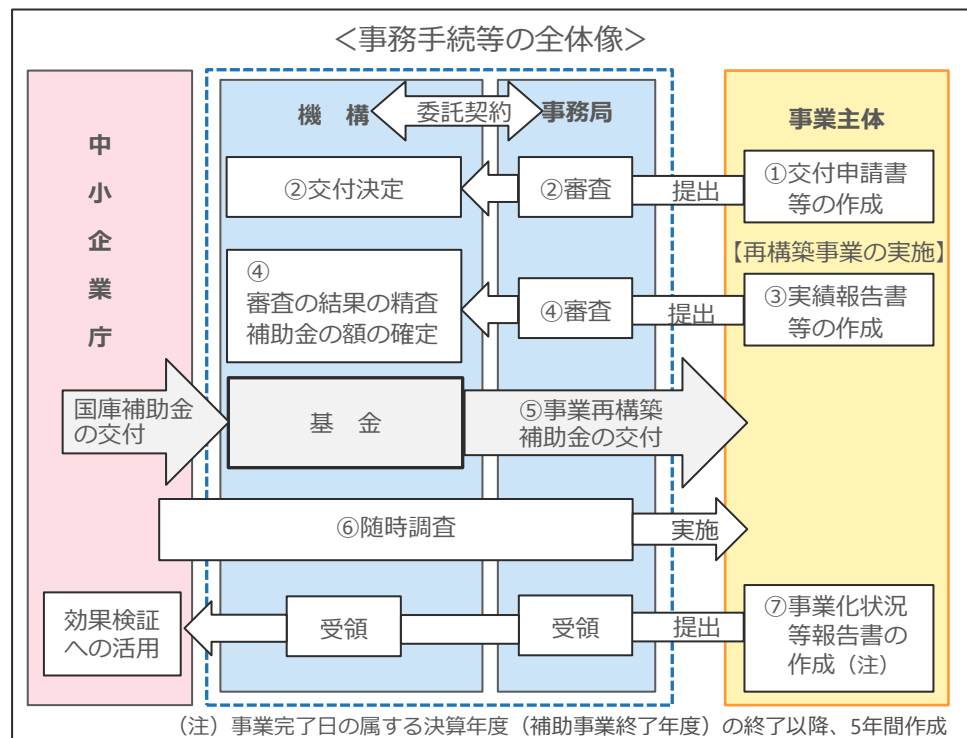
- ✓ 機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として計画新規事業にのみ使用する必要があること及び目的外使用等を行う場合に所定の手続をとる必要があることを周知するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の使用状況を的確に把握するための方策を検討すること(上記2に対する意見)
- ✓ 機構において、事業主体における事業再構築の事業化の状況が適切に報告されるよう、事業化状況等報告書における報告方法を見直すこと(上記3に対する意見)
- ✓ 中小企業庁において、これらの見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して指導、助言等を行うこと

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

事業の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構(機構)は、**事業再構築**を通じて規模の拡大等の事業(再構築事業)を行う**中小企業者等**(事業主体)に対して、事業再構築補助金を交付して支援する中小企業等事業再構築促進事業(再構築支援事業)を実施
- 事業再構築の類型(新分野展開、事業・業種・業態の転換、事業再編等)に該当するための要件は、「事業により製造する製品又は提供する商品若しくはサービスが、**新規性を有するものであること**」など
- 補助の対象は、専ら**再構築事業のために使用**される建物の建設、機械装置の購入等に要する経費等(補助率3分の2等、上限6000万円等)
- 機構等は、事業主体に対して、再構築事業終了後、予告なく随時調査(注)が可能(委託契約に基づき事務局が実施)
(注) 再構築事業終了後に機構等が実地で行うことができる検査
- 中小企業庁は、再構築事業完了後に事業主体から提出される「事業化状況・知的財産権報告書」(事業化状況等報告書)に基づき、事業効果の検証を実施
- 補助金交付額は、令和3年に開始後、6年度末までに、**60,223事業主体の60,490事業**に対して、**1兆3740億1549万円**



検査の結果の全体像

(注1) 表中の1～5は本資料の検査の結果に対応。金額は指摘金額

(注2) 不当事項の20事業主体には、意見表示の4における83事業主体に含まれるものが14事業主体あり、指摘金額にも重複あり

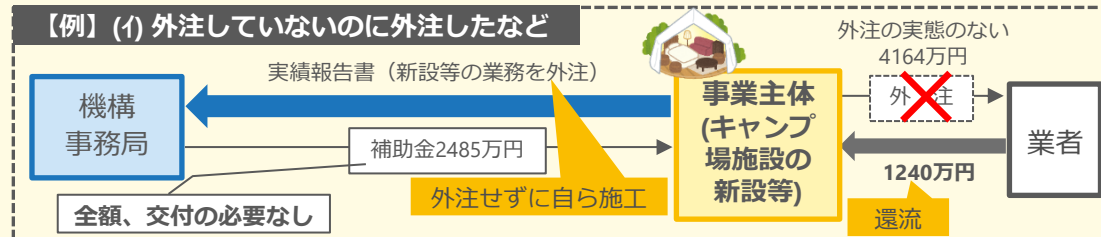
不当事項 (20事業主体 3億4461万円)	1 役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき、事業再構築補助金が過大に交付されていた事態(4事業主体 1億2179万円) 2 補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態(7事業主体 1億6816万円) 3 処分制限財産が無断で処分されていた事態(11事業主体 1億1986万円) ※1～3の事業主体数及び金額は一部重複
意見表示 (108事業主体 24億7315万円)	4 処分制限財産の使用状況が十分に把握されていない事態(83事業主体 16億2323万円) 5 事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていない事態(49事業主体 13億2329万円) ※4、5の事業主体数及び金額は一部重複

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

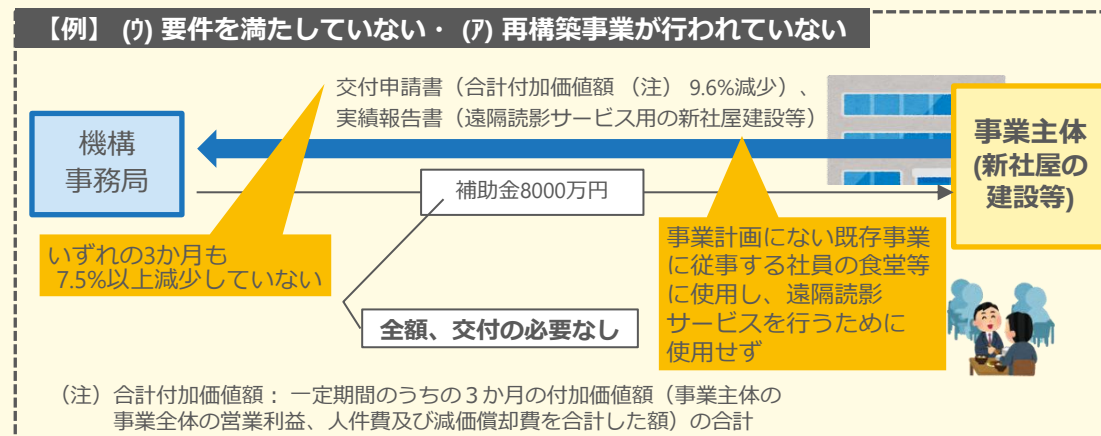
検査の結果 1 (不当) 役務の提供等の実態を伴わない虚偽の実績報告書等に基づき事業再構築補助金が過大に交付されていた事態

- (ア) 納品を受けていないのに受けたなどとしていた
(イ) 業務を外注していないのに外注したなどとしていた
(ウ) 事業が完了していないのに完了したなどとしていた
- (注1) 検査の結果 1～3 の事業主体数及び金額は一部重複
<4事業主体 1億2179万円>



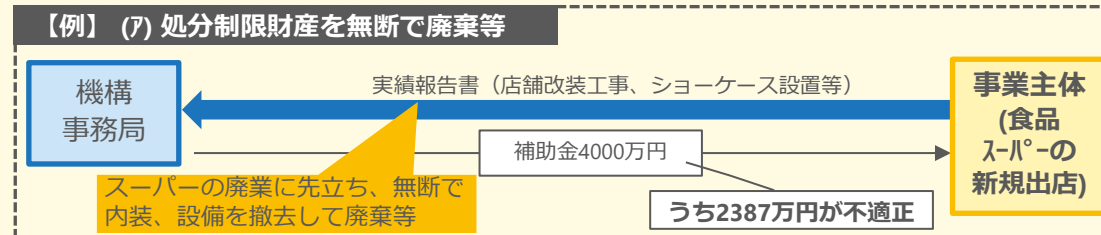
検査の結果 2 (不当) 補助対象事業費に補助の対象とならない経費を含めるなどしていた事態

- (ア) 建設するなどした建物を事業計画に記載のない既存の事業に用いて、事業計画で実施するとして再構築事業が行われていない
(イ) 補助対象事業費に補助の対象外の工事費等を含めるなど
(ウ) 売上高等減少要件(注2)を満たしておらず、補助の対象外等
(エ) 業態転換の要件(注3)である新規性を有しておらず、補助の対象外等
- (注1) 一定期間のうちの3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して7.5%以上減少していることなど
<7事業主体 1億6816万円>
- (注2) 一定期間のうちの3か月の合計付加価値額がコロナ以前と比較して7.5%以上減少していることなど
(注3) 提供される商品又はサービスが新規性を有するものであること



検査の結果 3 (不当) 処分制限財産が無断で処分されていた事態

- (ア) 処分制限財産(注4)が無断で譲渡され、貸し付けられ、又は廃棄されていた(注4) 取得価格等が50万円以上の機械、器具等
(イ) 処分制限財産が無断で補助の目的外に使用されていた
- (注1) <11事業主体 1億1986万円>



中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

検査の結果4(意見表示) 処分制限財産の使用状況が十分に把握されていない事態

再構築事業で取得するなどした処分制限財産の取扱い

- ・処分制限財産を処分制限期間内に処分(目的外使用(注1)譲渡、貸付け、廃棄等)をしようとするときは、あらかじめ承認申請書を提出。
処分制限期間内に処分した場合は、残存簿価相当額に補助率を乗ずるなどした額を機構に納付 (注1) 補助金の交付の目的に反する使用
- ・再構築事業で取得するなどした処分制限財産は、原則、事業計画書に記載された事業再構築(計画新規事業)にのみ使用される必要あり
- ・個々の事業計画の内容等を踏まえて判断する必要があるものの、処分制限財産を既存事業等(注2)に使用の場合は原則として目的外使用
(注2) 既存の事業及び計画新規事業とは別の新規事業

➤ 令和4~6年度に補助金を交付した224事業主体の225事業(補助金交付額計61億6121万円)について実地検査を行ったところ、下記①②のとおり

①処分制限財産の使用状況(会計実地検査時点)

83事業主体83事業の処分制限財産317件(補助金相当額計**16億2323万円**)が既存事業等にのみ使用されるなど**計画新規事業に使用されておらず**、又は計画新規事業には使用されていたものの**既存事業等にも使用**(右表参照)



- 理由**
- ・経済社会情勢の変化により、想定していた利益を確保できず計画新規事業を休止
 - ・既存事業等に使用しても問題ないと認識 など

(注) 83事業主体には、不当事項で指摘している14事業主体が含まれており、指摘金額にも重複あり

再構築事業で取得するなどした処分制限財産は、既存事業等への使用や廃棄等が生じやすい状態になっていると考えられる

＜計画新規事業に使用されていないなどの処分制限財産の状況＞

区分	計画新規事業に使用されていないもの			既存事業等にも使用 (注3)	計
	遊休	既存事業等にのみ使用 (注3)	廃棄、譲渡等		
事業数 <割合>	30事業 <13.3%>	22事業 <9.7%>	14事業 <6.2%>	32事業 <14.2%>	83事業 <36.8%>
財産の件数	74件	37件	84件	122件	317件
取得価格等	7億0036万円	6億0656万円	1億2289万円	14億5938万円	28億8920万円
補助金相当額	3億4996万円	3億2716万円	8458万円	8億6152万円	16億2323万円

(注1) 表中の割合は検査した225事業に対するそれぞれの事業数の割合 (注2) 事業数に重複あり
(注3) 原則として計画新規事業にのみ使用される必要があるとの考え方に基づき集計したものであり、目的外使用に当たるとの判断に基づき集計したものではない

②機構等における処分制限財産の使用状況の把握状況

- ・6万件以上ある交付済事業のうち、1160事業主体1161事業を随時調査(69事業主体69事業で目的外使用を把握)
- ・随時調査は交付済事業のごく一部にとどまっている。しかし、機構は**現地に赴かずに使用状況を把握する方策を講じていない**

表示する意見

機構において、処分制限財産について、既存事業等への使用等が生じやすい状態になっていると考えられる状況を踏まえて、事業主体に対して、原則として**計画新規事業にのみ使用する必要があること**及び目的外使用等を行う場合に**所定の手続きをとる必要があることを周知**するとともに、目的外使用等が生じている場合に残存簿価分等納付を行わせるなどの適切な措置を講ずることができるよう、処分制限財産の**使用状況を的確に把握するための方策を検討**すること

中小企業等事業再構築促進事業の実施状況 (不当、意見表示)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
3億4461万円、24億7315万円(指摘金額)

検査の結果5(意見表示)

事業再構築の事業化の状況が適切に報告されていないなどの事態

事業効果検証の概要

- ・事業主体は、再構築事業完了の日の属する決算年度(補助事業終了年度)の終了後5年間、直近1年間の事業再構築の事業化の状況、事業主体の決算の状況や付加価値額の実績等を記載した事業化状況等報告書を提出
- ・事業主体は、事業化状況等報告書において、事業再構築の事業化の状況について、生産する製品等の売上額、原価等を報告。
事業化している場合は、5段階(注)の区分(事業化段階)から各報告時点の段階を選択して報告
(注)第1段階(製品の販売、又はサービスの提供に関する宣伝等を行っている)から第5段階(継続的に販売・提供実績があり利益が上がっている)まで。
第1段階及び第2段階は売上実績なし、第3段階～第5段階は売上実績あり
- ・中小企業庁は、効果検証として、事業化状況等報告書に基づき、再構築支援事業の成果目標に関連した分析等を実施。効果検証は今後も継続

➤ 会計実地検査時点で事業化状況等報告書の提出期限が到来していた212事業主体の213事業(補助金交付額59億3331万円)を確認すると・・・

売上実績についての報告	9事業主体9事業(補助金交付額 2億0071万円)は、計画新規事業の売上実績がないのに、事業化状況等報告書で売上実績ありと報告等
売上額の計上方法	17事業主体17事業(同 4億0705万円)は、事業化状況等報告書に既存事業等も含めた売上額を計上して報告等
事業化段階と売上額及び原価の整合性	17事業主体17事業(同 4億5100万円)は、事業化状況等報告書において、事業化段階を第5段階(利益が上がっている)としているのに、売上額及び原価の項目では利益が上がっていないと報告

(注) いずれも補助事業
終了年度分



補助事業終了年度以降2年までの報告分を含め**事業化の状況が適切に報告されていない**
(上記の純計：**49事業主体49事業** 補助金交付額**13億2329万円**)

適切に報告されていない報告書の提出が継続すると、再構築支援事業の事業効果を正確に分析することが困難となり、今後の政策判断に必要な適切な検証結果が得られないおそれ

表示する意見 機構において、事業主体における事業再構築の**事業化の状況が適切に報告されるよう**、事業化状況等報告書における**報告方法を**
見直すこと

検査の結果4及び5を受けて表示する意見 中小企業庁において、見直しの措置が確実に行われるよう、機構に対して**指導、助言等**を行うこと